

第2部 環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

第1章 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第2部 第1章

第1節 豊かな自然の保護・保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬溪地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ピロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどの群生する九州山頂帯植生がある。動物では、日本におけるニホンカモシカの生息の南限であり、進化の歴史の裏づけとなる両生類のオオサンショウウオを始めとするサンショウウオ類などが生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国でも最高の水準にある。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸、養魚など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れて

いるが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果としての自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人々によって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採を繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近では、過疎現象に伴って生じた畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆う西日本唯一のブナ・ツガなどの代表的な原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は既に伐採が進み、人工林に代えられて原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

こうした変動の中で近年特に注目されていることは、都市部及びその近郊地域における潤いとやすらぎをもたらす自然環境の保全の重要性である。郊外に散在する鎮守の森をはじめ、やぶや雑木林、草原はかつては平凡な緑の一部にすぎなかったのであろうが、今では大切な身近な自然として見直す必要が生じている。

1 自然公園等の保護・保全

(1) 自然公園等の現況と保全

ア 自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

ア) 自然公園の状況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成15年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2カ所2万1,243ha（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3カ所8万9,306ha（同14.1%、同51.1%）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5カ所6万4,298ha（同10.1%、同36.8%）となっており、その総面積は、17万4,847haで北海道、新潟県などについて6番目（平成15年3月31日現在）に多く、県土面積の約28%（全国6位（平成15年3月31日現在））を占めている。（図2-1-1及び表2-1-1a）

イ 自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成15年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表2-1-1bのとおり6地域が指定されている。

これとは別に、防衛庁との協定により福万山100ha、高陣ケ尾35ha（いずれも玖珠町）の2地域について、自然環境の保全を図っている。

ウ 自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から鶴見町鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に

基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。なお、現在の指定地区は、表2-1-1cのとおりである。

(2) 自然公園等の保全

ア 公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、公園計画の見直しを行うことができる。本県の自然公園の公園計画の見直しについても、順次検討中である。

イ 自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成15年度中における行為の許可及び届出の状況は、表2-1-1dのとおりである。

また、自然公園法の一部を改正する法律（平成14年4月24日公布法律第29号）が、平成15年4月1日施行され国立公園及び国定公園について特別地域等における行為規制を追加するとともに、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を創設した。併せて平成15年10月1日施行で、大分県立自然公園条例についても同様の改正を行っている。

ウ 自然環境保全地域等の保全管理

県自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないことにしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事に届出をさせ、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。

また、防衛庁との協定により自然環境の保全を図っている地区については、2年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、

適正な管理を行うことにしている。

工 自然海浜保全地区の保安全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の

行為を行う場合は、事前に県知事に届出をさせ、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

図2-1-1 大分県自然公園等（平成16年3月31日現在）

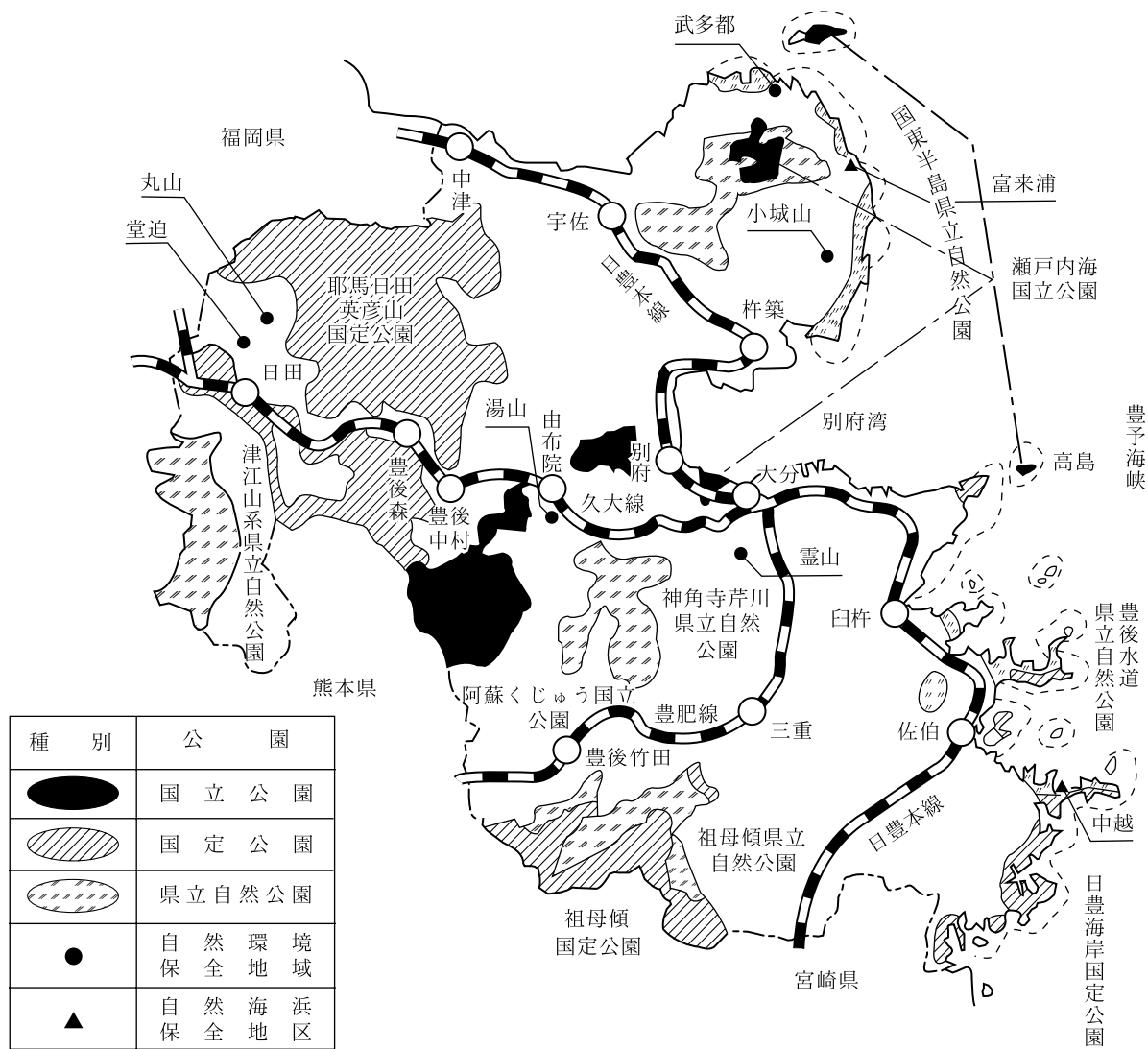


表 2 - 1 - 1 a 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

（平成16年3月31日現在）

国立公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海 国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 59.9.20 （区域変更）	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地として両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区がとりこまれている。	大分市、豊後高田市、真玉町、香々地町、国見町、姫島村、国東町、安岐町、佐賀関町
阿蘇くじゅう 国立公園 （61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入）	昭和9.12.4 28.9.1 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 40.3.25 （区域変更） 56.12.14 （区域変更） 61.9.10 （区域変更） 7.12.12 （区域変更）	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と九州本土最高峰のくじゅう山群と広大な飯田・久住の両高原から奥別府までをとりこむ山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 県道「別府・一の宮線」は、この公園の中を走り、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観が沿線に続いている。	別府市、庄内町、湯布院町、久住町、直入町、九重町、玖珠町

国定公園

（単位：ha）

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山 国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 （区域変更） 56.9.5 （区域変更）	74,772.5	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬溪とメサ・ビュートの独特な地形を形成する岩崩山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	日田市、宇佐市、九重町、玖珠町、大山町、天瀬町、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町、院内町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾山系、三国峠、藤河内溪谷などをとりこむ地域である。 モミ、ツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。	竹田市、本匠村、宇目町、三重町、清川村、緒方町
日豊海岸 国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、漁獲の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	佐伯市、臼杵市、津久見市、佐賀関町、上浦町、弥生町、鶴見町、米水津村、蒲江町

県立自然公園

(単位: ha)

公園名	指定年月日	面積	公園の特色	所在市町村
国東半島 県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 (区域変更) (特別地域指定)	19,691.18 陸域 15,591.18 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化財を数多く包蔵するほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と、岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種のレクリエーション施設が整備され、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、大田村、真玉町、香々地町、国見町、国東町、武蔵町、安岐町、山香町
豊後水道 県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 (区域変更)	8,271.5	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯を包摂する。海岸は小島岩礁多く、ハマユウ、ピロウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市、上浦町、鶴見町、米水津村、蒲江町
神角寺芹川 県立自然公園 (36.4.28名称変更「芹川」を挿入)	昭和26.3.30 36.4.28 (区域変更)	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ヶ岳、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉を包摂した公園である。この公園には溪仙峡普光寺の磨崖仏や紅葉で知られる用作公園などがあり、また県民の森計画区域にも含まれている。	野津原町、庄野町、朝地町、大野町、直入町
津江山系 県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 (区域変更)	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と渓谷美を誇るとともに展望もすぐれている。	日田市、前津江村、中津江村、上津江村、大山町
祖母傾 県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 (区域変更)	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、渓谷を中心とした公園で、神原、内山観音、大白谷、九折を包摂しており、内山観音の文化財、大白谷の渓谷、神原渓谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区(竹田市)自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	竹田市、宇目町、三重町、清川村、緒方町

表 2 - 1 - 1 b 自然環境保全地域指定状況

(平成16年3月31日現在)

(単位: ha)

名 称	所 在	指定年月日	面積	特別地区	自 然 環 境 の 特 質
大分県武多都 自然環境保全地域	国見町	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スタジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山 自然環境保全地域	武蔵町	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スタジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山 自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8 (野生動植物 保護地区 2.8)	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林が残されているのはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山 自然環境保全地域	湯布院町	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m～750mの比較的高地でありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山 自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ=イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫 自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	"
計6か所	-	-	16.16	12.92 (2.8)	

表 2 - 1 - 1 c 自然海浜保全地区指定状況

(平成16年3月31日現在)

地 区 名	市 町 村	指定年月日	海岸線延長	利 用 型
富来浦自然海浜保全地区	国東町	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	鶴見町	昭和57年8月3日	約500m	海水浴

表 2 - 1 - 1 d 平成15年度自然公園許可届出件数

公園名	国 立 公 園						国定公園			県 立 自 然 公 園					合計		
	阿蘇くじゅう			瀬戸内海			耶馬 日田 英彦山	日豊 海岸	祖母 傾	国東 半島	祖母 傾	豊後 水道	神角寺 芹川	津江 山系			
	知事	大臣	計	知事	大臣	計										知 事	知 事
許 可	工作物の新築	31		31	4		4	36	9	1	9						90
	工作物の改築			0			0	2	1		3						6
	工作物の増築			0			0	2									2
	木竹の伐採	4		4			0	1									5
	土石の採取		4	4			0	1									5
	広告物等の設置	4		4			0	2									6
	土地の形状変更	1		1			0										1
	指定植物の採取			0			0										0
	水面の埋立			0			0				1						1
	その他			0			0	1									1
計	40	4	44	4	0	4	45	10	1	13	0	0	0	0	0	117	
届 出	工作物の新築			0	1		1	6			3		1	3	1		15
	工作物の増築			0			0										0
	土石の採取			0			0	2				1		1			4
	土地の形状変更	1		1			0						1				2
	広告物等の設置			0			0										0
	水面の埋立			0	1		1		1								2
計	1	0	1	2	0	2	8	1	0	3	1	2	4	1		23	
合 計	41	4	45	6	0	6	53	11	1	16	1	2	4	1		140	

2 自然景観の保全と活用

(1) 沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、沿道における環境の美化が必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に、沿道における景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。こうした指定地区で、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

平成16年3月末に沿道環境美化地区について、国道212号沿いの中津・天瀬間と、国道326号沿いの宇目町・犬飼間及び国道442号、県道412号及び県道30号沿いの大分・久住間の地区指定を行い、現在沿道環境美化地区に12路線、沿道景観保全地区に4地区が指定されている。今後、道路整備及び沿道の土地利用の変化が予想される主要な道路について、沿道景観保全地区等の指定の必要性等を検討していくこととしている。

また、平成16年6月には、景観法が公布され、景観と調和のとれた営農条件の確保をはかるべき地域として、棚田、景観作物地帯等に景観農業振興地域整備計画を策定することができるようになった。

(2) 沿道環境美化の推進

ア 条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

このため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

イ 主な経過

昭和63年3月に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を公布し、同年10月に同条例及び規則の施行を行った。

その後の地区指定の状況は表2-1-1-2のとおりである。

ウ 指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、敷地内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

また、沿道の景観保全等に係る県民の意識の高揚に資するため、啓発用リーフレットを作成している。

表 2 - 1 - 1 - 2 沿道景観保全地区等指定状況

ブロック	指定地区名	所 在	指定年月日	面積・延長
県北 ・ 国東	守江湾 沿道景観保全地区	(国道213号沿い) 杵築市	元 . 3 . 27	約931ha
	亀川・大分空港間 沿道環境美化地区	(国道10号～国道213号沿い) 別府市、日出町、杵築市、安岐町、武蔵町	元 . 3 . 27	約35km。道路側端から20mの範囲
	甲尾山周辺 沿道景観保全地区	(国道10号沿い) 山香町	3 . 3 . 25	約840ha
	日出・中津バイパス間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 日出町、山香町、宇佐市、中津市、三光村	3 . 3 . 25	約54km。道路側端から20mの範囲
	宇佐別府道路 沿道環境美化地区	(宇佐別府道路沿い) 別府市、日出町、山香町、院内町、安心院町、宇佐市	7 . 3 . 31	約31km。道路の区域から20mの範囲
	大分空港道路 及び日出バイパス 沿道環境美化地区	(大分空港道路沿い) 日出町、杵築市、安岐町、山香町	7 . 3 . 31 15 . 3 . 31 (区域拡張)	約32km。道路の区域から20mの範囲
	中津・天瀬間 沿道環境美化地区	(国道212号沿い) 中津市、三光村、本耶馬溪町、耶馬溪町、山国町、日田市、大山町、天瀬町	16 . 3 . 31	約75km。道路側端から20mの範囲
中央 ・ 久大	由布院盆地 沿道景観保全地区	(国道210号沿い) 湯布院町	元 . 12 . 25	約488ha
	賀来・滝瀬間 沿道環境美化地区	(県道大分挾間線～国道210号沿い) 大分市、挾間町、庄内町、湯布院町、九重町、玖珠町	元 . 12 . 25	約58km。道路側端から20mの範囲
	九州横断自動車道 長崎大分線 沿道環境美化地区	(九州横断自動車道長崎大分線沿い) 大分市、挾間町、別府市、日出町、湯布院町、九重町、玖珠町、天瀬町、日田市	7 . 3 . 31 15 . 3 . 31 (区域拡張)	約103km。道路の区域から20mの範囲
	大分・久住間 沿道環境美化地区	(国道442号、県道412号及び県道30号沿い) 大分市、野津原町、朝地町、直入町、久住町	16 . 3 . 31	約51km。道路側端から20mの範囲
豊肥	菅生 沿道景観保全地区	(国道57号沿い) 竹田市	3 . 3 . 25	約566ha
	犬飼・菅生間 沿道環境美化地区	(国道57号沿い) 犬飼町、千歳村、大野町、朝地町、竹田市	3 . 3 . 25	約47km。道路側端から20mの範囲
県南	上戸次・宗太郎峠間 沿道環境美化地区	(国道10号沿い) 大分市、犬飼町、野津町、弥生町、直川村、宇目町	3 . 3 . 25	約63km。道路側端から20mの範囲
	東九州自動車道 沿道環境美化地区	(東九州自動車道沿い) 大分市、臼杵市、津久見市	15 . 3 . 31	約27km。道路側端から20mの範囲
	宇目・犬飼間 沿道環境美化地区	(国道326号沿い) 宇目町、三重町、犬飼町	16 . 3 . 31	約39km。道路側端から20mの範囲
計	沿道景観保全地区 沿道環境美化地区	4地区 12路線	約2,825ha 約615km	

3 森林の保全

(1) 森林保全の現状と課題

森林は、木材生産の働きのほかに水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活するためには不可欠な存在である。また、その機能を十分に発揮するには森林を適正に管理し、健全に維持することが必要である。

しかしながら、近年の木材価格の低迷による林業生産活動の停滞等から、手入れ不足森林や再造林未済地が増加しており、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、森林を保全する既存制度の充実のほかに、様々な対策を講じた。

(2) 造林事業

県では森林所有者が所有森林で行う、植栽、下刈り、除伐、間伐等の造林事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に健全なスギ、ヒノキ等の人工林の整備のために欠かせない間伐事業に対して重点的に助成を行っており、平成15年度は約6,900haの間伐事業を含め、約15,800haの造林事業に対して助成を行った。

(3) 保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林は保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成15年度は、2,767haを新たに保安林に指定した結果、平成15年度末現在の保安林面積は111,697haとなっている。また、主に公益的理由で26haの解除を行った。

一方、機能が低下したり、自然災害等により破壊された保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

(4) 林地開発許可

林地開発許可制度は、保安林以外の森林についても適切な利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成15年度は、新規2件、変更5件の許可を行った。

(5) 県民の森

県民の森は、森林の持つ優れた自然を活かし、森林とのふれあいを通じて自然愛護と愛

林思想を養い、あわせて青少年の心身鍛練や自然教育の場を提供している。

また、高齢者には緑に包まれた静かな憩いと安らぎの場となり、広く県民の保健休養、体力の向上、自然や史跡の探勝、野生動植物とのふれあいなど、健全な森林レクリエーションの場を提供するとともに、林業振興の啓発を図りながら、森林の持つ機能を多面的に発揮させるための施設設備に努めている。

4 水辺の保全

(1) 河川における環境保全対策

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加えて、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくりに取り組んでいる。平成16年度は三重川等25河川で実施を予定している。

(2) 砂防事業の環境保全対策

砂防事業を実施している地域には、自然が豊かで、景観に優れ、貴重な動植物の生息地となっているような箇所が多い。

このため砂防事業では、土砂災害を防止しつつ、残すべき良好な自然環境を保全するように、地域の社会状況や自然特性に応じた環境対策を行っており、次のような事業を実施した。

●(県単独【溪流環境周辺整備モデル事業】)

溪流及びその周辺の自然環境や生物生息環境の保全に配慮した護岸などを整備することで溪流周辺の保全に努める事業を所小野川(山国町)で実施した。

●(補助【通常砂防事業】)

人々が、川と親しみ、集い、憩える空間の整備・創造として「水と緑豊かな溪流砂防」事業を深田川(臼杵市)で実施した。

第2節 温泉の保護と適正利用

1 温泉の現況

(1) 大分県の温泉の現況

本県は38市町村において温泉が湧出しており、平成15年3月末における源泉総数は4,878孔で全国第1位、湧出量は270,483ℓ/分で北海道に次いで全国第2位である。温泉の多い市町村としては別府市、湯布院町、九重町、大分市等が挙げられ、特に別府市は単独の温泉地としては源泉数、湧出量ともに全国第1位を誇っている。

全国及び大分県の状況は、次の表のとおりである。

全国の状況

●源泉数の上位5都道府県

源 泉 数	
大 分 県	4,878孔
鹿 児 島 県	2,802
静 岡 県	2,279
北 海 道	2,270
熊 本 県	1,466

●湧出量の上位5都道府県

湧 出 量	
北 海 道	275,334ℓ/分
大 分 県	270,483
鹿 児 島 県	201,041
青 森 県	185,794
熊 本 県	137,710

大分県の状況

●源泉数の上位5市町村

源 泉 数	
別 府 市	2,896孔
湯 布 院 町	911
九 重 町	314
大 分 市	197
天 瀬 町	122

●湧出量の上位5市町村

湧 出 量	
別 府 市	95,578ℓ/分
九 重 町	64,099
湯 布 院 町	46,152
大 分 市	16,608
天 瀬 町	10,648

(2) 温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約53万KWのおよそ28パーセントにあたる約15万KWの発電が行われており、全国一となっている。

2 温泉の行政処分状況

(1) 温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、**温泉法**に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者、関係行政機関の代表者等で構成される「大分県自然環境保全審議会温泉部会」(年4回開催)に温泉掘削等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、表2-1-2-2のとおりである。

表2-1-2-2 温泉掘削等許可状況(件)

年度/区分	掘削	増掘	動力	計
H10年度	80	2	46	128
H11年度	84	3	49	136
H12年度	75	4	57	136
H13年度	77	1	37	115
H14年度	61	2	47	110
H15年度	75	3	31	109

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（平成9年度からは、大分市にあっては、大分市長。）の許可を必要とするが、平成15年度は、浴用76件、飲用7件の合計83件の許可を行った。

(2) **温泉利用状況調査**

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第14条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととなっており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第31条に基づき各保健所等の職員が管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

(3) **温泉掘削等の許可の取消し**

温泉の掘削には許可が必要であるが、許可を受けた以上は、速やかに工事を実施して温泉を湧出せしめ、それぞれの許可申請の目的にしたがってその利用の具体化をすることが望ましい。このため、環境省は温泉掘削等の許可の有効期間を2年とする温泉法の一部改正を行い、平成14年4月1日から施行した。

しかし、改正温泉法の施行前に許可されたものについては、旧温泉法が適用される。旧温泉法第5条では、許可を受けた者が許可の

日から1年以内に工事に着手せず、又は着手後1年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができると定められている。大分県では、平成6年に制定した「大分県温泉掘さく等許可取消事務処理要綱」に基づいて、許可後2年を経過した者を対象に公開聴聞を行い、特に掘削をしていないことについて理由のない者に対しては許可を取り消すこととしている。

平成15年度は4件について公開聴聞の手続きを行った。

3 温泉に関する調査研究

(1) **大分県温泉調査研究会**

「大分県温泉調査研究会（事務局：観光・地域振興局内）は、学識経験者、県及び温泉が湧出している市町村等を会員として構成されているもので、昭和24年の発会以来、継続して県内の温泉の湧出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的調査に基づき研究している。

平成15年度は、次の12テーマについての調査研究を行った。

別府温泉南部域の温泉水への海水混入の検出(1)ストロンチウム同位体による試み
 くじゅうタデ原地域指山湧水の水文化学的研究
 マグマ性ガスの移動速度が噴気ガス形成に与える影響 - 大分県九重硫黄山における例 -
 温泉を活用した入浴と運動プログラムの検討(第2報) - 温泉を健康づくりに活かすために -
 慢性心不全患者に及ぼす温泉浴の効果について
 関節リウマチ患者の温泉浴による免疫学的変化() - 抗TNF 抗体投与によるIL-6とIL-1raの変化 -
 最近の温泉(権)紛争について(中) - 戦前の「大分県鉱泉取締規則」をめぐって -
 大分県における湧水・地下水の水文科学的研究
 地磁気変化を利用した地熱の推移に関する研究(4)
 由布院盆地の地下構造と堆積物に関する研究(2)
 由布岳における自然電位観測
 温泉入浴の睡眠時無呼吸症候群への影響第2報

なお、平成14年度の調査研究の成果については、同会報告第54号（平成15年7月発行）及び研究発表会（平成15年8月11日開催）で報告された。

(2) **大分県温泉調査報告**

大分県内における温泉分析の指定検査機関（環境省告示）である「大分県衛生環境研究センター」が行った県内の温泉の分析結果について、平成14年度分をとりまとめて「大分県温泉調査報告第54号」として発行している。

4 温泉資源の保護と適正な利用

(1) **温泉資源の保護**

現在、大分県自然環境保全審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘削を規制し、また別府市、湯布院町の一部地域では、新規掘削を禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、今まで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘削が行われるようになるとともに、

古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところもでてきた。温泉も有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していけば、今後の利用に支障を生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要がある。

このため、県では平成5年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉ゆう出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析する科学的調査を実施し、温泉地の保全対策のための基礎資料を得ることとし、その調査結果に基づき保全対策を検討してきた。平成5～6年度に湯布院町湯平温泉、平成7～8年度に直入町長湯温泉、平成9～10年度に宝泉寺温泉をはじめとする九重町南山田地区の調査を実施し、さらに平成11～12年度には天瀬町の天ヶ瀬温泉地周辺の調査を行った。

これらの調査結果に基づき、大分県自然環境保全審議会温泉部会では各温泉地における保全対策を検討しており、平成9年7月から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年7月から長湯温泉を保護地域に、平成13年1月からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度から14年度にかけて「天ヶ瀬温泉保護対策検討委員会」を設置して、天ヶ瀬温泉の具体的な保護対策について検討を行い、平成15年度6月に保護地域に指定した。

さらに、平成13年度からは、これら4地域を含む1市4町の9地域について、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングして温泉資源の現状を把握するとともに、これまでに実施してきた保護対策の効果を見守る目的で、温泉資源保護調査事業を開始した。この事業では、水位等の測定に関して地元市町の協力を得るとともに、学識経験者等から成る大分県温泉監視調査委員会を設置して調査結果の解析、検討を行っている。

(2) 温泉の適正な利用

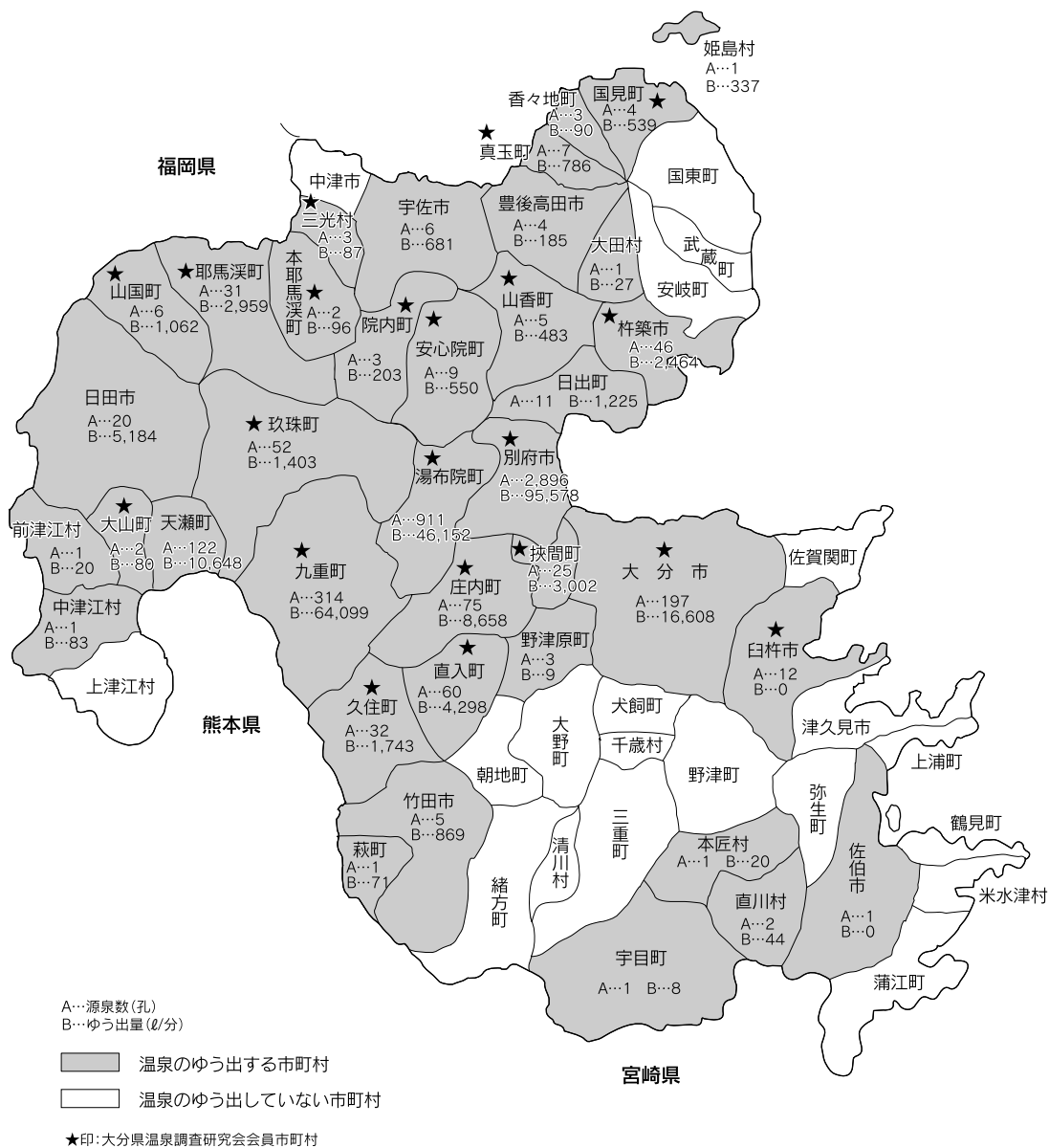
近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいの各種公共施設の整備が求められている。

このため、昭和60年に国民保養温泉地の指定を受けた鉄輪・明礬・柴石温泉のうち、特に自然環境に恵まれた柴石温泉について、国

の「ふれあい・やすらぎ温泉地」の選定を受け、平成6年度から3か年計画で、溪流と温泉、自然環境に恵まれた健康保養の地として、自然ふれあい温泉館、露天風呂などの施設整備を図った。

大分県の温泉は日本一の源泉数を誇っているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。このため、21世紀の温泉利用に向け、長期的視野に立った温泉の保護とその利用の適正を図る目的で、平成12年度に本県温泉行政の指針となる温泉管理基本計画を策定し、平成13年度には計画の概要版を作成した。

市町村別温泉の状況（平成15年度末現在）



第3節 多様な生態系の保全

1 自然環境の現状把握

(1) 希少野生動植物の保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護をはかるため、平成9年度から大分県版レッドデータブックの作成に着手し、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」を発行した。平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を

図った。

平成16年度は、この調査結果を基に希少野生動植物の保護に関する条例の制定に向け、作業を行っている。

(2) 自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表2-1-3-1のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成15年度は、鶴見半島及び大島地域を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成15年度は、「くじゅうタデ原地域自然環境学術調査報告書」の内容を中心に、自然ガイドブックVol.10「くじゅうタデ原地域の自然」を発行した。

表2-1-3-1 自然環境学術調査実施状況

	年 度	調 査 地 区
広域的調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書(日豊海岸国定公園候補地資料)
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然 - 現況と保護対策 -
	昭和49	自然環境調査報告(地形・地質) 国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(国東半島地域の植物)
	昭和51	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(阿蘇くじゅう国立公園地域)
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(玖珠地区)
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県南地区)
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(県北地区)
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(日田地区)
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書(豊肥地区)
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国定公園学術調査
昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査	
限定した地域の調査	昭和48	「西の小池」とその周辺の植生(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成3	小田の池自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査(日豊海岸国定公園)
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査(瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園)
	平成8	酒呑童子山地域自然環境学術調査(津江山系県立自然公園)
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成11	藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査(祖母傾国定公園)
	平成12	犬ヶ岳津民川地域自然環境学術調査(耶馬日田英彦山国定公園)
	平成13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査(阿蘇くじゅう国立公園)
	平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域(瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園)
平成15	鶴見半島及び大島地域自然環境学術調査(日豊海岸国定公園及び豊後水道県立自然公園)	

2 鳥獣保護の推進

(1) 鳥獣保護の現状

野生鳥獣は生物の多様性を豊かにするなど、生態系の中で重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ、サル等増えすぎた野生鳥獣による農林産物被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第9次鳥獣保護事業計画（平成14～18年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業との調和をめざした鳥獣行政を推進している。

(2) 鳥獣保護

ア 鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区**及び**特別保護地区**を指定するとともに、狩猟鳥獣の維持・確保を図るため、**休猟区**を指定している。鳥獣保護区は、平成16年11月1日現在、県下で72か所、県土面積の約8%にあたる5,076haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地10か所については特別保護地区に指定し、この中には天然記念物であるカラスバトの生息地として知られる南海部郡の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市の高島などが含まれている。



高島ウミネコ生息地

イ 狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣については、毎年11月15日から翌年2月15日までを狩猟期間（イノシシについては3月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で66名の鳥獣保護員を委嘱し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たってい

る。（狩猟鳥獣、平成15年度の主な鳥獣の捕獲数については、資料編7自然環境関連資料参照）

ウ キジの放鳥

県内ではキジが減っていることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に毎年2,000羽前後のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

エ 野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年1月15日～17日に全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や11月15日に県内で行われるキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

オ 鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛するとともに、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象に愛鳥モデル校を指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。



愛鳥週間用ポスター

カ 傷病鳥獣対策

鳥獣110番制度を設け、傷病鳥獣の治療を行い、鳥獣の保護に努めている。



保護されたフクロウ

(3) 野生鳥獣との共生

ア 特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業被害を防止

するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、捕獲者へのアンケートやフィールド調査などにより個体数の増減を調査している。シカについては個体数の多い県南・豊肥・日田・下毛・宇佐・国東地域をメスジカの可猟地域とし、イノシシについては平成14年度から県内全域で猟期を1ヶ月延長するなど、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（主な鳥獣による農林作物の被害状況の推移については、資料編7自然環境関連資料参照）

イ 予防対策等

シカ・イノシシによる被害地域の田畑等の周囲に、電気柵・トタン柵・鉄線柵（イノシシ）防護柵・防護資材（シカ）の設置を実施している。その他、捕獲技術向上のための講習会や捕獲したシカ肉の有効活用のためにシカ肉料理や加工品開発等を行っている。

第4節 自然とのふれあいの推進

1 自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による115名の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

2 普及啓発活動の推進

近年、森や海をフィールドとした野外活動が盛んであるが、これらの中には自然を傷つけ自然保護に逆行する活動も多い。ボランティア団体やNPO等が行う自然観察会等が自然に配慮したものとなるよう、指導者が学ぶ場を提供すると共に、自然保護活動者同士のネットワークをつくり、より活発な活動を促進するため平成15年度は以下の事業を実施した。

(1) 自然ふれあい活動リーダー研修会

自然体験活動の指導者に対し、自然保護

思想や自然保護に基づく指導の方法などについての研修会を、大分県自然観察連絡協議会に委託して年4回実施した。対象者：30名

(2) 自然保護のネットワークづくり

自然保護活動を行う指導者やNPO相互のネットワークづくりを目的とした「おおい自然保護のつどい（ワークショップ型）」を11月29日～30日に久住町で開催した。

平成16年度は、上記の事業に加え、自然を守るために必要な基本的知識を習得した自然保護ボランティアを養成するために（財）日本自然保護協会と共催で「自然観察指導員講習会」を開催し、新たに60名が自然観察指導員として登録された。

(3) 自然公園美化活動

「環境月間」中（6月1日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（6月第1日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布する等して自然公園内の美化を呼びかけた。

第5節 身近な自然の保全と快適空間の創造

1 ゆとりある生活空間の保全と創造

(1) 都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

ア 街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

イ まちづくり交付金（平成15年度までは、まちづくり総合支援事業）

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る事業である。

杵築市は、市街地中心部の城下町の風情を保全し、現代の生活に調和した空間を創出するために、沿道の歴史建造物と調和した道路や案内板等の整備を行っており、中津市では、城下町を回遊する道路の整備やふれあい・憩う場としての公園整備、地域交流センター等の整備を行っている。

ウ 共生のまち整備事業

高齢者、障害者はもとより女性や子供などすべての県民が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障害を取り除くことを目的に、県の設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、歩道等の改良、県有施設（建物、公園等）での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、交通環境（信号）の整備を進めている。

(2) 都市公園の整備

ア 都市公園等の現況

都市における緑とオープンスペースを確保することにより、「都市の防災性の向上」、「ヒートアイランド現象の緩和等環境問題への対応」、「観光振興等地域の活性化」等に寄与する都市公園は、快適で安全な生活を実現する上で必要不可欠な都市施設である。

本県の都市公園の整備状況は、表2-1-5-1のとおりである。

イ 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、重点的、効果的かつ効率的に事業を進めていく。

平成15年度の事業概要（補助事業）は次のとおりである。

都市名	事業主体	箇所数	箇所名
大分市	県	1	大分スポーツ公園
大分市	市	2	田ノ浦公園、堂園公園
別府市	市	3	実相寺中央公園、鉄輪地獄地帯公園、別府公園
中津市	市	1	米山公園
日田市	市	1	亀山公園
佐伯市	市	1	佐伯市総合運動公園
臼杵市	市	1	臼杵市総合公園
竹田市	市	1	竹田市総合運動公園
日出町	町	3	糸ヶ浜海浜公園、豊岡公園、大田公園
計（7市1町）		14箇所	

表 2 - 1 - 5 - 1 大分県の都市公園現況

公園種別 都市名	住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園				特 殊 公 園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		風致公園		動植物園		歴史公園	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大 分 市	421	89.82	19	35.04	4	20.48	7	44.12	3	29.04	3	6.74	1	8.58	1	0.05
別 府 市	106	9.47	7	8.26	1	6.38	2	38.18	1	12.25	1	2.98	-	-	-	-
中 津 市	12	3.78	4	5.79	-	-	2	20.38	-	-	-	-	-	-	1	0.17
日 田 市	19	4.03	2	2.78	3	9.61	2	23.77	-	-	3	3.93	-	-	-	-
佐 伯 市	16	4.12	-	0.00	-	-	1	6.70	1	24.33	-	-	-	-	1	44.36
臼 杵 市	2	0.28	-	0.00	-	-	3	19.55	-	-	-	-	-	-	-	-
津 久 見 市	20	2.75	2	2.00	2	9.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
竹 田 市	1	0.39	3	4.87	-	-	-	-	1	8.73	-	-	-	-	-	-
豊 後 高 田 市	6	1.47	1	2.10	1	8.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
杵 築 市	1	0.28	1	2.50	-	-	-	-	-	-	1	5.17	-	-	-	-
宇 佐 市	7	2.02	1	1.14	2	12.29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 東 市	4	1.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.30
日 出 町	8	2.02	-	-	2	6.60	1	2.47	-	-	-	-	-	-	-	-
挾 間 町	2	0.50	-	-	1	5.89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
湯 布 院 町	6	0.85	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 関 町	2	0.17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 重 町	4	1.36	-	-	-	-	1	10.46	-	-	-	-	-	-	-	-
玖 珠 町	-	-	-	-	-	-	1	4.00	-	-	-	-	-	-	-	-
都市公園計	637	124.56	40	64.48	16	78.85	20	169.63	6	74.35	8	18.82	1	8.58	4	48.88
特定地区公園(カントリーパーク)																
国 見 市					1	7.60										
庄 内 町					1	9.88										
弥 生 町					1	4.83										
緒 方 町					1	18.10										
直 入 町					1	6.20										
天 瀬 町					1	6.70										
院 内 町					1	13.00										
小 計(カントリーパーク)					7	66.31										
大分県計	637	124.56	40	64.48	23	145.16	20	169.63	6	74.35	8	18.82	1	8.58	4	48.88

面積単位：ha 1人当面積：㎡ 各小数点以下2桁表示【平成16年3月31日現在】

墓園		大規模公園				緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口 (千人)	1人当面積 (㎡)
		広域公園		レクリエーション都市													
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
0	0.00	1	123.45	-	-	4	110.20	109	82.40	1	1.13	13	14.94	587	565.99	444	12.75
-	-	-	-	-	-	1	0.94	-	-	-	-	2	1.66	121	80.12	123	6.51
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.15	-	-	-	-	20	31.27	67	4.67
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	44.12	54	8.17
1	0.28	-	-	-	-	-	-	11	1.39	-	-	2	2.74	33	83.92	41	20.47
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	19.83	30	6.61
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	13.95	19	7.34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	13.99	10	13.99
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	11.97	16	7.48
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7.95	21	3.79
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	15.45	47	3.29
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5.55	5	11.10
-	-	1	31.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	42.49	26	16.34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	6.39	13	4.92
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	0.85	9	0.94
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0.17	5	0.34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11.82	13	9.09
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4.00	11	3.64
1	0.28	2	154.85	0	0	5	111.14	121	84.94	1	1.13	17	19.34	879	959.83	954	10.06
														1	7.60	6	12.67
														1	9.88	10	9.88
														1	4.83	7	6.90
														1	18.10	6	30.17
														1	6.20	3	20.67
														1	6.70	7	9.57
														1	13.00	5	26.00
														7	66.31	44	15.07
1	0.28	2	154.85	0	0	5	111.14	121	84.94	1	1.13	17	19.34	886	1,026.14	998	10.28

2 美しい都市景観の形成

(1) 都市計画の状況

都市計画法では、健康で文化的、機能的な都市生活を確保すると共に、土地の合理的な利用を図るため、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定することになっている。現在、本県において11市7町、面積約106千haの区域を都市計画として定めている。

(2) 市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。

土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を図るものである。

本県の土地区画整理事業の実施地区は平成15年度末で55地区、面積2,932ha、実施済44地区、面積2,463ha、実施中11地区、面積469haである。また、人口集中の著しい市街地の周辺地域において、居住環境の優れた住宅地を供給することを目的とした新住宅市街地開発事業や、市街地の土地の高度利用と都市機能の更新をはかることを目的とした市街地開発事業が行われてきた。

(3) 街なみ環境整備事業

街づくり協定を結んだ住民と市町村とが協力して、街なみの修景や地区施設整備を行い良好な景観形成を図る事業である。

大分市、日田市、臼杵市、竹田市、玖珠町においては、歴史的街なみを活かした地域の活性化と生活環境の整備を行っている。

3 身近な緑の保全と推進

(1) 環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしている。このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いでいかなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画を策定し、みどりの保全・造成、みどりの利用、県民総参加のみどりづく

りを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

ア 緑地の保全

(ア) 樹林、樹木の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内で特別保護樹林は20カ所、特別保護樹木は60本であり、表2-1-5-3aのとおりである。

(イ) 緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ緑化基準による計画的な緑化を指導している。またそれ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は表2-1-5-3bのとおりである。

イ 緑地の造成

(ア) 公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

(イ) 住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

ウ 緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

(ア) 環境緑化推進運動

3月と10月の強化月間や4月29日のみどりの日を最終日とするみどりの週間に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャン

ペーン、県内各地での緑化行事の実施を行っている。

イ) 緑化教育の推進

みどりの少年団活動の支援や学校林を活用した体験教育、緑化相談窓口の開設、緑化技術の指導等を実施している。

エ 緑化推進体制の整備

(社)大分県緑化推進センター及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

表 2 - 1 - 5 - 3 a 特別保護樹林・保護樹木の指定状況

(1) 特別保護樹林

(平成16年3月31日現在)

名 称	所 在	所 有	樹林の状況(主樹種)	指定年月日
熊野権現の森	豊後高田市大字平野	熊野社	スギ,ウラジロ,カシ,ケヤキ,モチノキ	S49.3.15
朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ,カシ,クス,バクチノキ	S49.3.15
観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤保雄	コジイ	S49.3.15
火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ,イチイガシ	S49.3.15
柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ,ヒノキ,クス,モミジ	S49.3.15
小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ,イチヨウ,モミ	S49.3.15
春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス,ケヤキ,エノキ,イヌマキ,ムクノキ	S49.3.16
西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ,スギ,イチイガシ,オガタマノキ	S49.3.15
日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ,スギ,クス,モミ,カシ,シイ,ハゼ	S49.3.15
鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス,イチヨウ,マキ	S51.3.9
若宮八幡の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡宮	スギ,クス,ツガ,シイ	S49.3.15
堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	八幡社	シイ,カシ	S50.1.7
八坂神社の森	弥生町大字江良	八坂神社	ハナガガシ,スギ,ヒノキ,マツ	S51.3.9
健男社の森	緒方町大字上畑	健男社	スギ,ヒノキ,マツ	S50.1.7
キンメイモウソウチクの森	野津町大字王子	西山左盛	キンメイモウソウチク	S51.7.20
城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ,イチヨウ,モミジ,ケヤキ,クス,ヒノキ	S49.3.15
宮園鎮座津江神社の森	中津江村大字合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
津江神社大杉の森	上津江村大字川原	津江神社	スギ	S51.3.9
法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
雲八幡神社の森	耶馬溪町大字宮園	雲八幡神社	スギ,イチヨウ,ケヤキ	H10.3.20
計	20カ所			

(2) 特別保護樹木

(平成16年3月31日現在)

樹木名	所在地	所有者	胸高又は根元周囲(cm)	樹高(m)	樹齢	指定年月日
クスノキ	豊後高田市大字新栄	算所区	760	23	500	S49.3.15
フェニックス	豊後高田市大字呉崎	豊後高田市	200	12	63	S50.1.7
イスノキ	大田村大字白木原	白木神社	400	20	600	S50.1.7
カキ	真玉町大字黒土	富山寿満	170	16	230	S50.1.7
イチイガシ	国見町大字赤根一円坊	赤根社	290	22	300	S51.3.9
ケヤキ	国東町大字大恩寺	文殊仙寺	565	30	1,000	S49.3.15
クスノキ	武蔵町大字三井寺	椿八幡神社	790	22	950	S49.3.15
イチヨウ	別府市大字内成	大野秀永	560	30	1,000	S49.3.15
ツバキ	別府市大字東山	佐藤 悟	100	3	200	S49.3.15
シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10	80	S49.3.15
ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波利一	182	10	200	S49.3.15
クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1,080	40	1,000	S49.3.15
イチヨウ	大分市大字広内	円通寺	750	22	1,380	S49.3.15
イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11	400	S49.3.15
ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25	430	S49.3.15
カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川幸人	根元 350	13	200	S53.3.22
タブノキ	大分市大字佐野	白石 昭	500	25	350	S61.4.11
クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20	600	H元.10.3
トチノキ	野津原町大字今市	高岩神社	641	36	1,200	S49.3.15
ムクノキ	挾間町大字鬼崎同尻	馬見塚義人	570	24	300	S50.1.7
クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25	600	S50.1.7
アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12	500	S49.3.15
ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9	400	S49.3.15
タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20	350	H14.1.8
クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18	560	S49.3.15
ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11	1,000	S49.3.15
ミツウメ	佐伯市大字青山	高瀬清一	根元 103	3	180	S51.3.9
サザンカ	弥生町大字井崎	西還寺	175	14	380	S61.4.11
ナギ	弥生町大字床木	水無地区	204	16	390	S61.4.11
イチイガシ	宇目町大字木浦内	神崎神社	600	30	600	S50.1.7
ナギ	三重町大字上田原	御手洗神社	680	15	1,000	H14.1.8
ナツメ	野津町大字野津市	原 高節	185	8	400	S50.1.7
ヤマモモ	野津町大字八里合	正光寺	370	15	400	S51.3.9
イチイガシ	清川村大字左右知	羽田野九一	1,200	20	1,000	S49.3.15
ムクノキ	竹田市大字会々	松岡孝一郎	470	30	350	S51.3.9
イチヨウ	荻町大字新藤	萩神社	920	35	300	S49.3.15
ツクバネガシ	久住町大字久住	戸坂 一	210	11	300	S51.3.9
イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25	250	S53.3.22
カヤ	九重町大字菅原	佐藤良作	根元 630	20	1,200	S49.3.15
イチヨウ	玖珠町大字大田	長尾嘉人	1,100	23	900	S49.3.15
マツ	日田市隈町2丁目	八坂神社	185	5	500	S49.3.15
カイドウ	日田市大字鶴河内	梶原英司	130	6.6	200	S50.1.7
クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28	1,060	S50.1.7
イチヨウ	天瀬町大字馬原字高塚	穴井登土太	530	36	1,000	S49.3.15
ムクノキ	上津江村大字川原	伊藤鶴満	1,000	20	不明	H元.10.3
イチヨウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31	250	S49.3.15
クス	中津市大字大貞	薦神社	1,340	36.5	1,000	S49.3.15
スギ	本耶馬溪町大字跡田	大田親成	610	40	380	S50.1.7
シダレザクラ	耶馬溪町大字深耶馬	光円寺	260	10	350	H10.3.20
スギ	山国町大字中摩	諏訪神社	739	58	500	S50.1.7
イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17	400	S50.1.7
クロガネモチ	宇佐市大字上高家	高家神社	340	15	350	S51.3.9
ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元 600	5	554	S53.3.22
イチヨウ	院内町大字西椎屋	西椎屋神社	1,120	34	1,600	S49.3.15
スギ(右)	院内町大字齊藤	藤群神社	590	31	400	H14.1.8
スギ(左)	"	"	660	32	"	"
ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
オンツツジ(北)	朝地町大字上尾塚	田部芳子	根元 150	7	200	H15.7.29
オンツツジ(南)	"	田部 勇	根元 122	7	"	"
計	60力所					

表 2 - 1 - 5 - 3 b 県緑化地域の指定状況

(平成16年3月31日現在)

区分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130ha	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S 49 .3 .15
	野田地域	150	別府市の亀川地区背後の貴船城を中心とした丘陵山地の地域	S 49 .3 .15
	海岸地域	330	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾ぞいの地域	S 49 .3 .15
	計	610		
佐伯地域	佐伯中部地域	620	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S 62 .4 .7
合計	4地域	1,230		

4 身近な水辺の創造

(1) 河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。近年、河川流域内の都市化の進展により河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場としての河川空間の整備に対する要請が増大している。このため、身近にふれあえる水辺を確保し、やすらぎを感じる河川空間の創造を目的として、以下のような事業を展開している。

ア 河川再生事業

大分市の中心地を流れる裏川において、市民公園や文化施設等の周辺環境と調和を図り、景観に配慮した護岸や利用面を考えた散策路や階段等の再整備を行っている。

イ 里の川整備事業

河川をフィールドにした市民活動の気運の高まりに伴い、河川で活動するNPOや地域住民と連携し、沿川住民が親しみやすく生態系にも配慮した川づくりを行っている。

ウ 海岸整備事業

快適な海岸利用の空間をつくるため、安岐海岸で海岸環境の整備を行っている。

(2) 港湾の環境保全対策

ア 港湾の現況

港は古来から海上交通を担うものとして

人々の生活に深くかかわってきた。昭和30年代半ば以降の高度成長期には、急激に拡大する物流機能を担うとともに工業生産の場として重要な役割を果たしてきた。近年、社会情勢が大きく変化する中で港湾に対する要請も高度化・多様化している。

本県においては、それぞれの地域の特性を活かし、環境との調和を図りながら港湾空間の整備を進めるとともに、より積極的に人々が親しみ、憩い楽しむことのできる港湾空間を創造するために各種の事業を実施している。

イ 港湾事業における環境対策

(ア) 港湾環境整備事業（緑地）

周辺地域の環境負荷を軽減するとともに、人々が憩い集え、災害時には避難場所等にも活用できる緑地広場を津久見港・姫島港・大分港で整備している。

(イ) 港湾環境整備事業（廃棄物）

港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用して土地を造成するための護岸を中津港・佐伯港で整備している。

(ウ) 海岸環境整備事業・高潮対策

台風による高潮などの自然災害から人命や財産を守るとともに人々が海に親しみ憩える遊歩道や親水性の高い護岸を武蔵港や別府港をはじめとする5港湾で整備している。

表 2 - 1 - 5 - 4 a 港湾一覧表

港 格	港数	港 名
重要港湾	5	中津港・大分港・別府港・津久見港・佐伯港
地方港湾 (56条港湾)	22	高田港・臼野港・堅来港・羽根港・伊美港・姫島港・櫛来港・熊毛港・向田港・富来港 ・国東港・武蔵港・守江港・日出港・佐賀関港・下ノ江港・臼杵港・浦代港・丸市尾港 ・(真玉港)・(小高島港)・(岐部港)

表 2 - 1 - 5 - 4 b 港湾環境整備事業等一覧表

港湾名	事業名	施設	施工期間	平成15年度事業費 千円	平成16年度事業費 (予定)千円
津久見港	港湾環境整備	緑地	H3～H16	50,000	130,000
大分港	"	"	H9～H19	112,300	45,000
姫島港	"	"	H16～H19		60,000
佐伯港	"	廃棄物護岸	H9～H20	1,000,000	800,000
中津港	"	"	H15～H17	1,000,000	500,000
武蔵港	海岸環境整備	護岸等	H2～H23	210,000	138,000
櫛来港	"	"	H3～H18	150,000	117,000
別府港	"	"	H4～H25	60,000	45,000
富来港	高潮対策	"	H5～H21	174,000	166,000
大分港	"	"	H6～H19	0	100,000

(3) 農村の環境保全対策

農村の環境保全対策については、平成13年度において土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、農業農村整備事業の実施に当たっての原則に環境との調和に配慮することが位置づけられた。これに伴い、「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）が制定され、この中で、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このマスタープランでは、市町村を「環境創造区域（自然と共生する環境を創造する区域）」と「環境配慮区域（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）」とに区分し、事業計画との整合を図るよう求めている。平成16年度までに、48市町村において本マスタープランを作成している。

また、農村地域における環境の実態を把握し、環境との調和への配慮を的確に実施するため、平成13年度から「田んぼの生きもの調査（水田周辺地域の生物調査）」を実施している。16年度は、宇佐市等の県内4市町において、7～8月に水田周辺地域の用排水路における魚類、蛙の生息状況を調査し、フナ、アブラハヤ、ドンコ、アマガエル等の多様な水生生物が確認された。

工事における環境保全対策としては、大分県水田生態系工学検討委員会を設置し、地域

環境の変化に対し、生態系の保護（田んぼの生きもの引越し作戦）工事の工法、保全施設規模・配置、保全種の選定等の検討を、竹田市の平田・竹田北部地区（経営体育成基盤整備事業）で行った。

農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を整備し農村在住者の福祉の向上を図るため、ほ場整備、農道、農業用水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・水路・農村公園、コミュニティ施設など生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を実施している。

その実施状況は次のとおりである。

農村総合整備事業

- 農村総合整備モデル事業 3地区(H8～)
- 集落環境整備事業 3地区(H6～)
- 田園空間整備事業 1地区(H13～)
- 農村振興総合整備事業（県営）
3地区(H5～)
- 農村振興総合整備事業（国体営）
1地区(H13～)

中山間総合整備事業

- 中山間地域総合整備事業 26地区(H7～)
- 里地棚田保全整備事業 3地区(H14～)
- 農地環境整備事業 2地区(H10～)

5 歴史的・文化的遺産の保全と活用

(1) 文化財の保護

ア 文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・埋蔵文化財・伝統的建造物群の6種類に分かれる。特に記念物は自然環境と密接な関わりを持ち、史跡・名勝・天然記念物に分類される。なお、県下における記念物の指定状況は表2-1-5-5aに示すとおりである。

イ 記念物に対する文化財保護施策

記念物に関する保護事業は、調査・指定・保存修理・環境整備・土地公有化などの事業について、自然環境保全施策と密接な連携を図りながら実施した。

ア 調査

特別天然記念物カモシカの特別調査（大分県・宮崎県・熊本県合同調査；生息状況・生息環境・食害状況等の概況調査）を実施した。

表2-1-5-5a 記念物の指定状況

(史跡)

分 類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	17	38
城跡など	2	4
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	31
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	2	11
旧宅など	3	1
計	36	95

表2-1-5-5b 国・県指定文化財件数

国 指 定		県 指 定		合計
重要文化財	76	有形文化財	445	521
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	46	50
史跡	36	史跡	95	131
名勝	1	名勝	8	9
天然記念物	20	天然記念物	80	100
合 計	142	合 計	689	831

(国指定の重要文化財、史跡、天然記念物はそれぞれ国宝、特別史跡、特別天然記念物を含む。)

(イ) 指定

国指定史跡大友氏館跡(大分市)の追加指定、県指定史跡泉福寺境内(国東町)朝日天神山古墳(日田市)の指定を行った。

(ウ) 保存修理及び環境整備

国指定史跡岡城跡(竹田市)宇佐神宮境内(宇佐市)緒方宮迫東・西石仏(緒方町)・犬飼石仏(犬飼町)三浦梅園旧宅(安岐町)・咸宜園跡(日田市)及び県指定史跡臼杵城跡(臼杵市)搔懐キリシタン墓(臼杵市)普光寺崖仏(朝地町)の保存修理・環境整備等を実施した。

(エ) 土地の公有化

国指定史跡法鏡寺廃寺跡(宇佐市)大友氏館跡(大分市)の土地公有化を行った。

(平成16年4月1日現在)

(名勝)

分 類	国指定	県指定
公園・庭園		4
峡谷・瀑布・溪流		2
山岳・丘陵	1	2
計	1	8

(天然記念物)

分 類	国指定	県指定
動物(生息含む)	5	6
植物(群落・自生地含む)	9	68
地質・鉱物	6	6
計	20	80

6 美しい観光地の形成

平成15年9月に活動が始められた「**ごみゼロおおいた作戦県民会議**」において、美しい大分県づくりが観光客の誘客に結びつくとの認識から**観光部会**が設立された。

同部会では、観光地としての魅力向上に向けて美化活動を通じた啓発活動を展開している。

まず、6月21日に県下全域で行われた「キャンドルナイトキャンペーン」では、観光施設の他に温泉地の女将の会などに参加の呼びかけを行い施設の消灯を行った。これは、単に省エネルギーに寄与しただけでなく、竹灯籠などによる美しい空間演出が「おもてなし」につながる

ものとして、次年度以降も継続が見込まれている。

また、主要観光地やフェリー乗り場等、県外観光客の入り口に当たる施設での啓発活動や、繁華街の清掃活動、さらに県のシンボルといえる久住山での清掃登山を行い、参加者はもとよりマスコミを通じての啓発活動が展開された。

次年度以降は、上記のような観光地美化に向けた取り組みを、一過性でなく地域に根ざしたものと深化させる必要があることから、観光地と一体となって、**ごみゼロおおいた作戦**の一層の推進、美しい景観の保全と創造等に取り組むこととしている。

